

総 務 部

令和5年（2023年）6月21日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 一般職の職員の給与に関する条例および 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の骨子	1～11

1 一般職の職員の給与に関する条例および函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

新型コロナウイルス感染症対策作業手当等を廃止するため

(2) 条例改正の内容

ア 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(ア) 常勤職員に新型コロナウイルス感染症対策作業手当を支給することを定めた条項を「削除」とする。(第15条)

(イ) 新型コロナウイルス感染症対策作業手当は、時間外勤務手当、夜間勤務手当または休日勤務手当を算定する際の基礎となる勤務1時間当たりの給与額に含まれている(第20条第3項)ため、これを引用する文言を削る。(第16条第1項、第18条および第19条)

(ウ) 新型コロナウイルス感染症対策作業手当が支給される作業に係る勤務の場合の時間外勤務手当等を算定する際の基礎となる勤務1時間当たりの給与額について、別に定めることとした本規定を削る。(第20条第3項)

(エ) 当月分を翌月の給料の支給日に支給する手当から、新型コロナウイルス感染症対策作業手当を削る。(第24条第2項)

イ 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正

(ア) フルタイム会計年度任用職員について、常勤職員の新型コロナウイルス感染症対策作業手当を定めた給与条例第15条の規定を準用していることから、これを削り(第2条および第6条第1項)、当月分を翌月の給料の支給日に支給する手当から、当

該手当を削る。(第6条第3項)

- (イ) フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について、別に定めることとした本規定を削る。内容はア(ウ)に同じ。(第9条第2項)
- (ウ) パートタイム会計年度任用職員に新型コロナウイルス感染症対策作業に係る報酬を支給することを定めた本規定を削る。内容はア(ア)に同じ。(第11条の2)
- (エ) 新型コロナウイルス感染症対策作業に係る報酬は、時間外勤務手当等を算定する際の基礎となる勤務1時間当たりの報酬額に含まれている(第19条第2項)ため、これを引用する文言を削る。内容はア(イ)に同じ。(第12条第1項, 第13条および第14条)
- (オ) 当月分を翌月の給料の支給日に支給する報酬から、新型コロナウイルス感染症対策作業に係る報酬を削る。(第15条第1項)
- (カ) パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出について、別に定めることとした本規定を削る。内容はア(ウ)に同じ。(第19条第2項)

(3) 条例の施行期日

公布の日

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表
【第1条関係】

現 行	改 正 案
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間（職員の勤務時間に関する条例（平成3年函館市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定による勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当，住居手当，地域手当，初任給調整手当，通勤手当，単身赴任手当，<u>新型コロナウイルス感染症対策作業手当</u>（第15条第1項の規定により特殊勤務手当として支給される<u>新型コロナウイルス感染症対策作業手当</u>をいう。第20条第3項および第24条第2項において同じ。），時間外勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当，休日勤務手当，管理職手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当および寒冷地手当を除いたものとする。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症対策作業手当）</u></p> <p>第15条 当分の間，職員が次に掲げる作業に従事したときは，特殊勤務手当として，<u>新型コロナウイルス感染症対策作業手当</u>を支給する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この号および次号ならびに次項各号において同じ。）の患者を収容する施設のうち市長が定めるものの内部またはこれに準ずる区域として市長が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて市長が定めるもの</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち，新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業またはこれに準ずる作業</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間（職員の勤務時間に関する条例（平成3年函館市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定による勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当，住居手当，地域手当，初任給調整手当，通勤手当，単身赴任手当，<u>時間外勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当，休日勤務手当，管理職手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当および寒冷地手当を除いたものとする。</u></p> <p>第15条 削除</p>

であつて、市長が定めるもの

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触してまたはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円）

(2) 前項第2号の作業 1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあつては、1,500円）

3 同一の日において、第1項各号の作業に従事した場合には、同項第2号の作業に係る手当は、支給しない。

（時間外勤務手当）

第16条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項および第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2～6 (略)

（夜間勤務手当）

第18条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項および第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第19条 休日（勤務時間条例第2条第5項または第7項の規定に基づき毎日曜日が勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日と同条第5項、第7項および第8項の規定に基づく勤務を

（時間外勤務手当）

第16条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2～6 (略)

（夜間勤務手当）

第18条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第19条 休日（勤務時間条例第2条第5項または第7項の規定に基づき毎日曜日が勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日と同条第5項、第7項および第8項の規定に基づく勤務を

要しない日に当たるときは、規則で定める日)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項および第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、休日休暇条例第2条第3項の規定により当該休日以外の日の勤務を免除された者には、支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当、夜間勤務手当または休日勤務手当が支給される勤務が新型コロナウイルス感染症対策作業手当が支給される勤務である場合における第16条、第18条または第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、市長が別に定めるところにより算定した額とする。

(扶養手当等の支給期日)

第24条 (略)

2 新型コロナウイルス感染症対策作業手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当および管理職員特別勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、支給期日を変更し、または分割して支給することができる。

3 (略)

要しない日に当たるときは、規則で定める日)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、休日休暇条例第2条第3項の規定により当該休日以外の日の勤務を免除された者には、支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 (略)

2 (略)

(削る)

(扶養手当等の支給期日)

第24条 (略)

2 時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当および管理職員特別勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、支給期日を変更し、または分割して支給することができる。

3 (略)

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例 新旧対照表
【第2条関係】

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料，地域手当，通勤手当，<u>新型コロナウイルス感染症対策作業手当（第6条第1項において準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「給与条例」という。）第15条第1項の規定により特殊勤務手当として支給される新型コロナウイルス感染症対策作業手当をいう。第6条第3項および第9条第2項において同じ。）</u>，時間外勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当，休日勤務手当および期末手当をいい，同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬および期末手当をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第5条 <u>給与条例第5条</u>および第6条の規定は，フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において，<u>給与条例第6条第4項中「勤務時間条例第2条第5項，第7項および第8項の規定に基づく勤務を要しない日」とあるのは，「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)</p> <p>第6条 給与条例第12条の3，第13条，第13条の2，<u>第15条</u>および第16条（第2項を除く。）から第19条までの規定は，フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，市長が別に定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症対策作業手当</u>，時間外勤務手当，宿日直手当，夜間勤</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは，法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料，地域手当，通勤手当，時間外勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当，休日勤務手当および期末手当をいい，同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬および期末手当をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第5条 <u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「給与条例」という。）第5条</u>および第6条の規定は，フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において，<u>同条第4項中「勤務時間条例第2条第5項，第7項および第8項の規定に基づく勤務を要しない日」とあるのは，「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)</p> <p>第6条 給与条例第12条の3，第13条，第13条の2および第16条（第2項を除く。）から第19条までの規定は，フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，市長が別に定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 時間外勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当および休日勤務手当は，当月分を翌月</p>

務手当および休日勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日（市長が別に定める場合に支給する新型コロナウイルス感染症対策作業手当、時間外勤務手当にあっては、別に定める日）に支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、支給期日を変更し、または分割して支給することができる。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第7条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第9条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第9条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当、夜間勤務手当または休日勤務手当が支給される勤務が新型コロナウイルス感染症対策作業手当が支給される勤務である場合における第6条第1項において準用する給与条例第16条、第18条または第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、市長が別に定めるところにより算定した額とする。

3 第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬（次条に規定する報酬を除く。次項から第4項までにおいて同じ。）の額は、月額、日額または時間額（時間を単位とする。額をいう。以下同じ。）で定めるものとする。

2～5 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の新型コロナウイルス感染症対策作業に係る報酬）

第11条の2 当分の間、次に掲げる作業に従

の給料の支給日（市長が別に定める場合に支給する時間外勤務手当にあっては、別に定める日）に支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、支給期日を変更し、または分割して支給することができる。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第7条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第9条 （略）

（削る）

2 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額、日額または時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）で定めるものとする。

2～5 （略）

（削る）

事したパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第15条第2項および第3項の規定の例により算定して得た額を報酬として支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この号および次号において同じ。）の患者を収容する施設のうち市長が定めるものの内部またはこれに準ずる区域として市長が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業またはこれに準ずる作業であって、市長が定めるもの

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第12条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項および第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第12条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額を報酬と

じて得た額を報酬として支給する。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員（市長が別に定める職員を除く。）には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項および第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第14条 任命権者が定める休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項および第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、任命権者が別に定めるところにより当該休日以外の日の勤務を免除された者には、支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第15条 報酬は、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあっては当月分を毎月21日（第11条の2から前条までに規定する報酬にあっては、翌月21日）に支給し、日額または時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあっては前月11日から当月10日までにおけるその者の勤務日数または勤務時間に応じた報酬を当月21日に支給する。

2～6 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認

して支給する。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員（市長が別に定める職員を除く。）には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第14条 任命権者が定める休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、任命権者が別に定めるところにより当該休日以外の日の勤務を免除された者には、支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第15条 報酬は、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあっては当月分を毎月21日（第12条から前条までに規定する報酬にあっては、翌月21日）に支給し、日額または時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあっては前月11日から当月10日までにおけるその者の勤務日数または勤務時間に応じた報酬を当月21日に支給する。

2～6 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認

のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第3項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第3項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第3項第3号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第19条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬または休日勤務に係る報酬が支給される勤務が新型コロナウイルス感染症対策作業に係る報酬が支給される勤務である場合における第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、市長が別に定めるところにより算定した額とする。

3 第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第2項第3号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第19条 (略)

(削る)

2 (略)

(1)～(3) (略)

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表
【附則第2項関係】

現 行	改 正 案
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条または会計年度任用職員給与等条例第7条もしくは第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条第1項または会計年度任用職員給与等条例第9条第2項もしくは第19条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額または勤務1時間当たりの報酬額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条または会計年度任用職員給与等条例第7条もしくは第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条第1項または会計年度任用職員給与等条例第9条第2項もしくは第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額または勤務1時間当たりの報酬額を減額した給与を支給する。</p>